

# 産業廃棄物処理業者の皆様へ

## “優良産廃処理業者認定制度”の御案内

「優良産廃処理業者認定制度」は、優良な産業廃棄物処理業者を川越市長が認定し、認定を受けた者の許可の有効期間を通常より2年間延長する特例を付与するほか、産業廃棄物の排出事業者が優良産廃処理業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物処理業の健全な発展と適正処理の推進をめざすために創設された制度です。

※根拠規定 廃棄物処理法第14条第2項及び第7項並びに第14条の4第2項及び第7項

### 認定を受けるメリット

- ①許可の有効期間が通常の5年間から7年間に延長されます。
- ②許可証に「優良」と明記され、排出事業者へPRが可能になります。
- ③許可申請時の添付書類を一部省略することができます。
- ④産廃情報ネットや川越市ホームページにおいて、優良産廃処理業者として公表されます。

### 認定基準の概要

以下の①～⑤の基準すべてに適合すること。

- ①実績と遵法性:5年間以上の営業実績
- ②事業の透明性:事業内容をインターネットなどにより公表
- ③環境配慮の取組:エコアクション21やISO14001の認証取得
- ④電子マニフェスト:電子マニフェストの利用が可能
- ⑤財務体質の健全性:自己資本比率が10%以上

「優良産廃処理業者」の認定基準のひとつに、「環境配慮の取組」が規定されており、要件として、エコアクション21やISO14001の認証取得が含まれています。

「優良産廃処理業者認定制度」について詳しくは、下記ホームページを御覧ください。

◆川越市HP トップページ(<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>) ⇒  
事業者向け情報 ⇒ 環境 ⇒ 産業廃棄物 ⇒ 11. 優良産廃処理業者認定制度

◆環境省HP <http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/index.html>

◆埼玉県HP <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/sanpai-yuuryonintei.html>